

災害時等における相互協力に関する協定

兵庫県佐用町（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社福崎管理事務所（以下「乙」という。）及び中国支社津山高速道路事務所（以下「丙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲、乙及び丙は次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力を努めるものとする。

- （1） 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援
- （2） 応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- （3） 高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等
- （4） 情報等の相互提供
- （5） 佐用インター内広場の一時避難場所又は敷地の使用
- （6） その他措置の実施に必要と認められる事項

（協力の要請）

第3条 要請は、協力要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲、乙及び丙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別紙様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月8日

甲 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1
佐用町長 庵谷典章

乙 兵庫県神崎郡福崎町西田原2023
西日本高速道路株式会社 関西支社
福崎管理事務所長 中森康裕

丙 岡山県津山市河辺796
西日本高速道路株式会社 中国支社
津山高速道路事務所長 岡井浩